



みやま市公告第11号

みやま市公共交通体系見直し検討業務委託について、公募型プロポーザル方式による委託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

みやま市長 松嶋 盛人



みやま市公共交通体系見直し検討業務プロポーザル実施要綱

本プロポーザル実施要綱は、本市が「公共交通体系見直し」を実施するにあたり、プロポーザルに参加した事業者から、本市が委託契約に最も適していると考えられる受託候補者を選定することに関して必要な事項を定めたものである。

1. 業務名称

みやま市公共交通体系見直し検討業務（以下「本業務」という。）

2. 業務内容

概要は次のとおり。詳細は「みやま市公共交通体系見直し検討業務仕様書」を確認のこと。

- (1) デマンド交通実証実験への助言並びに結果の分析、整理及び取りまとめ
- (2) 令和7年度実装のための公共交通体系再編案の作成
- (3) 業務打合せその他業務目的を達成するために必要な業務

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 見積上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式

6. 事務局

みやま市 総務部 総合政策課 公共交通政策係（以下「事務局」という。）

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL:0944-64-1550（直通） FAX:0944-64-1507 E-mail:kotsu@city.miyama.lg.jp

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) みやま市指名停止等措置要綱（平成 19 年みやま市告示第 14 号）に基づく指名停止要件に該当しないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税及び市税を滞納している者でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) みやま市政治倫理条例（平成 19 年みやま市条例第 174 号）第 20 条の規定に該当する業者でないこと。
- (8) 公共交通に関する専門技術者等、十分な業務遂行能力を有していること。

8. 事業スケジュール

| 実施内容 | 実施期間または期間 |
|------------|---|
| 公募開始 | 令和 6 年 4 月 16 日（火） |
| 質問書の提出期限 | 令和 6 年 4 月 23 日（火）午後 4 時まで |
| 質問に対する回答 | 随時回答/適宜ホームページに掲載 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 4 時まで |
| 参加確認通知 | 令和 6 年 5 月 9 日（木） |
| 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 4 時まで |
| 審査結果通知 | 令和 6 年 5 月下旬予定 ※原則書類審査にて決定しますが、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを実施する場合があります。その場合、別途通知します。 |

9. 質問書の提出

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要綱及び仕様書等に関する質問（審査内容に関する質問は受け付けない。）については、質問書（様式第 1 号）を電子メールに添付して、事務局宛てに送信すること。電話や口頭、期限以降の質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は「【会社名】みやま市公共交通体系見直し検討業務に係る質問書」と記載すること。

(2) 期限

令和6年4月23日(火)午後4時まで(必着)

(3) 回答方法

質問書(様式第1号)に記載したメールアドレス宛に随時、電子メールで回答する。また、回答内容は本市ホームページに掲載する場合がある。

(4) 質問に対する回答の取扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要綱の追加又は修正とみなす。

10. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要綱及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書(様式第2号)1部

② 会社概要書(様式第3号)1部

③ 人員体制調書(様式第4号)1部

④ 業務実績調書(様式第5号)1部

⑤ 誓約書(様式第6号)1部

⑥ 役員等調書及び照会承諾書1部

⑦ 法人登記簿謄本(複写可)1部 ※3ヶ月以内のものに限る

⑧ 納税証明書(未納税額がない証明でも可。法人税書式その3の3、消費税及び地方消費税、法人事業税、市税)(複写可)1部 ※3ヶ月以内のものに限る。

(2) 提出期限

令和6年5月7日(火)午後4時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

事務局 ※6に記載

(5) 参加確認通知

参加申込書に不足がないこと及びその内容から参加資格の有無を確認したのち、本プロポーザルに参加申込をしたすべての者に対し参加可否を通知する。

(6) 参加申込書等の提出に係る費用は、提案者側の負担とする。また、提出された参加申込書等は、返却しない。

(7) すでに提出された参加申込書等の記載内容の変更及び再提出は認めない。

11. 企画提案書の作成及び留意事項

(1) 企画提案書の規格等

A4判とし、書式・項数については、特に定めのないものとする（A3判による折込の挿入は可とする）。刷色は自由とし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。また、提案書に記載すべき主な事項を以下に示す。

- ① 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方や配慮すべきこと。
 - ② 記載内容は明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるように配慮すること。
 - ③ 独自の提案や特にアピールしたいこと。
- (2) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
 - (3) 企画提案書及び資料等の作成及び提出並びにヒアリング審査に要する費用は、提案者側の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - (5) すでに提出された企画提案書等の記載内容の変更及び再提出は認めない。
 - (6) 提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

12. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本5部

※企画提案書は、本要綱及び仕様書に基づき作成すること。

イ 見積書（任意様式） 1部

ウ 工程表（任意様式） 1部

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出方法・提出先

10. (3) (4) に同じ

13. 書類審査

- (1) 提出された参加申込書等により書類審査を行い、参加資格を満たす者に対し、参加承認及び企画提案書等の提出要請について通知する。
- (2) 参加承認を受けた者から提出された企画提案書等に基づき、審査を実施する。
- (3) 企画提案書等の審査は、審査委員会において非公開で行い、審査結果の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者（順位1位の受託候補者）として選定する。次に合計点の高い者を順位2位の受託候補者とし、以下同様とする。
- (4) 審査結果について、後日すべての企画提案者に通知する。

14. 審査基準

評価項目と評価内容は、下表のとおりとする。

| 評価項目 | 評価内容 | 評価点数 |
|-------------|----------------------|------|
| 1. 人員体制 | 担当者の経験、人員体制 | 15 |
| 2. 事業者の特長 | 本業務に活かすことができる事業者の強み | 20 |
| 3. 本業務の理解 | 本市の状況把握、本業務の実施方針 | 25 |
| 4. 本業務の実施内容 | 具体的な検討項目、実施手法、スケジュール | 30 |
| 5. 見積金額 | 見積金額と提案内容のバランス | 10 |

※みやま市交通体系見直し検討業務プロポーザル審査委員会にて審査する。なお、参加者が1者のみの場合においても、当該プロポーザルは成立するものとする。その場合、上記審査基準に基づく評価において、審査員の点数が平均60点以上の場合に成立するものとする。

15. 契約手続き

(1) 契約の方法

最優秀者に選定された企画提案者と随意契約を行う。ただし、当該契約が不調の場合は、次点の受託候補者に選定された者と随意契約を行うものとする。

(2) 業務委託金額

提出された見積書の金額に消費税を加算した額（予算上限額の範囲内とする。）を業務委託金額として決定する。

(3) 委託料の支払方法

みやま市財務規則（平成19年みやま市規則第47号）の規定及び業務委託契約書に基づくものとする。

(4) 契約保証金

みやま市財務規則第124条の規定に基づき契約金額の10パーセント以上とする。

16. 失格条件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者を失格とする。

なお、受託予定者として決定した後であっても、その者とは契約を締結せず、次点の受託候補者と契約を締結することとする。

また、契約における受託者となった後であっても、その者との契約を解除し、次点の受託候補者と改めて契約を締結することとする。

(1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合

(2) 実施要綱に規定する提出方法、提出先、提出期限及び提出様式並びに記載上の留意事項に示す条件等に適合しないと認められる場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場

合においても、同様とする。)

17. 遵守事項

業務の遂行にあたって、以下の点を遵守するものとする。

- (1) 本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 個人情報の保護については十分な注意を払い流失・損失が生じないようにし、また、業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の実施に関しては、仕様書によるほか、みやま市財務規則及び契約書を遵守し行うこと。
- (4) 仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 本業務の全部を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。